

雪国の暮らし
をもっと快適に！



↑
除雪用アタッチメント

除雪機購入費用の 1/4以内を補助

最大で **10** 万円の助成

<補助対象者>

次の①～④まですべてに該当する方

- ①町内に住所がある個人(事業所、団体等は対象外)
- ②町税等の滞納がない方
- ③町が実施する「除雪機使用安全講習会」に参加する方(降雪後に実施)
- ④集落内の公共施設や高齢者宅など区民生活に影響のある箇所の除排雪に取り組む方

<対象となる物件>

- 新品で購入した自走式小型除雪機(除雪幅60cm以上)、または農耕用機械に装着する除雪用アタッチメント
- 町内の販売業者から購入した新品のもの(中古品は対象外)

<申請の流れ>

- ①役場窓口に補助申請
- ②町内販売業者で機器購入
- ③降雪後に講習会へ参加・集落で除雪を実施
- ④実績報告→補助金支給



問い合わせ先

朝日町役場 政策推進課 地域振興係

Tel : 0237-67-2112

Mail : chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp

詳しくは
こちらの
二次元
コードから

